

道德教育を支える法律と道德訓の区別と相互関係性 ： 田中耕太郎『法と道德』を手掛かりに

大森, 万理子

九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻：博士後期課程（教育社会史）

田中, 友佳子

九州大学：学術協力研究員（韓国教育史・児童福祉史）

<https://doi.org/10.15017/6768605>

出版情報：教育基礎学研究. 15, pp.101-111, 2018-03-26. 九州大学大学院人間環境学府教育哲学・教育社会史研究室

バージョン：

権利関係：



その他論考

道徳教育を支える法律と道徳訓の区別と相互関係性

— 田中耕太郎『法と道徳』を手掛かりに —

大森万理子・田中友佳子*

はじめに

本稿では、道徳教育の歴史の一端として、戦後の教育基本法（1947年公布・施行）を構想した田中耕太郎（1890～1974）¹の法と道徳についての議論を取り上げる。『法と道徳』（1933年・1947年・1957年）を分析対象とし、田中による法律と道徳訓の区別と相互関係性について明らかにすることを目的とする。

戦後の教育改革が進められる中で、教育勅語の取り扱いは大きな課題の一つであった。教育勅語の問題は、1946年8月に教育刷新委員会で議論された。教育勅語は、天皇を日本国民の象徴とする新憲法の下でも、その精神に反していないとする芦田均らの立場と、天皇の詔勅で決定すべきではないとする森戸辰男らの立場に分断された。教育刷新委員会では、教育勅語に類する新勅語の奏請を行わないことや、今後の教育の方針は新憲法の精神に則るべきことなどを確認している。教育勅語に代わるものとして、1947年に新たに制定され、教育に関する基本的な理念・原則を法律という形式で定めたのが、教育基本法である。ここで戦後の教育理念が明示されたのであるが、1948年に「教育勅語排除・失効確認決議」が行われ、教育勅語問題は再燃する。

吉田内閣のもとで文部大臣を歴任した田中耕太郎は、教育勅語排除の議論と教育基本法制定の動きの中で微妙な立場をとっていた。田中耕太郎は、「教育勅語が今後に於ても引き續いて道徳的權威を保持してゐる²」と述べるように、教育勅語を擁護する立場をとり、また「教育勅語排除・失効確認決議」に対しても低い評価を下していた。だが、その一方で教育勅語に代わる新たな教育理念を示す教育基本法を構想し、制定を進めた張本人でもある。

「教育勅語排除・失効確認決議」について検討した貝原茂樹は、田中に見られる教育勅語認識が必ずしも明確なものではなかったと評価している。「『教育勅語に代る新教育理念』としての教育基本法の意義を強調し、その一方で法律としての教育基本法と道徳訓としての教育勅語の意義を主張する田中の論理構造は一般にはわかりにくく、教育勅語の内容に対する評価は十分な定位が与えられないままに、一般には『教育勅語に代る

* 本稿の執筆にあたって、大森が史料の分析と執筆を主に担当し、田中は史料の渉猟と整理を担当した。

教育基本法』という解釈のみが、明確な根拠と内実とを備えることなく『国会決議』によって加速された」と述べる³。こうした課題は残されたまま、占領期以後の道德教育問題へ引き継がれていったのである。このように、田中にとって教育基本法と教育勅語がなぜ同時に存立可能であったか、不明とされてきた。しかしながら、道德教育の理念について理解する上で、教育基本法の制定に携わった田中の論理構造について明確にすることが必要であろう。そこで、本稿では、先行研究で不明とされてきた「法律」と「道德訓」についての田中の論理構造の一端を明らかにすることを試みたい。

1. 『法と道德』の出版

本稿で分析対象とする『法と道德』は、1933年、1947年、1957年の三度にわたって出版された田中耕太郎による著作物である。初版は、「岩波講座 哲学〔體系的研究－社會と歴史の問題－〕」と題されたシリーズの一章として掲載されており、岩波書店が版權を所有している。その後、戦後1947年11月、1957年4月に増補版が、ともに春秋社より発行されている。目次の構成は、以下の表のとおりである。

表1 『法と道德』の目次の変遷⁴

1933年	1947年	1957年
法と道德	序 法と道德 法の妥協的性質に就いて 法に於ける道德、技術および科学 法と常識	増補版序 序 法と道德 法の妥協的性質に就いて 法に於ける道德、技術及び科学 法と常識 法と世界

表に見られるように、1933年に書き下ろされた「法と道德」に増補する形で1947年と1957年に再度、田中耕太郎の単著として同タイトルの書籍が発行されている。1947年の序によれば、「法と道德」は「市場に跡を絶つてゐて」、「同學の士の参考に供することもできない状態にある」ため、出版社の要望に応諾して他の論考を追加して再出版された⁵。このとき追加されている「法と常識」は、早稲田大学における田中の講演である⁶。また、1957年の三度目の出版の際に追加されている「法と世界」は、田中の「自然法理論の國際社會への適用を示すもの」であり、「國際社會においても法と道德とが支配しなければならぬという趣旨において、いささか讀者の参考になると思った」ため収録したとされる⁷。

本稿では、「法律」と「道德訓」についての田中の論理構造の一端を明らかにするため、「法と道德」の記述に着目することとする。まず、1933年、1947年、1957年の「法と

道徳」の章の記述の変遷についてであるが、細かな表現の修正や語の入れ替えを除けば、大意を変えるような修正はなされていない。「法と道徳との牽聯」と題する第4章の中で、「受動的反抗」と「積極的反抗」について論じる一段落でのみ幾分の修正が見られるが、その点については後述する。当然のことながら、1933年時点で田中が『法と道徳』の初版を執筆したときには、敗戦後の教育勅語の否定や教育基本法の制定は想定されていない。だが、概して言えることは、戦前から戦後にかけて、法と道徳の大変動が起きていたにも関わらず、それらに関する田中の観念は『法と道徳』に見られる限りにおいて揺らぐことがなかったということである。

2. 『法と道徳』に見られる法律と道徳訓の議論

前節で述べたように、『法と道徳』の各版では、記述の大幅な改訂は行われなかった。本節では、『法と道徳』の初版1933年の記述を元に、田中の法と道徳に関する議論を概観していくこととする。

(1) 法と道徳の概念的区別と相互関係の分析

田中は、『法と道徳』を著すにあたって、第一に、法と道徳の概念的区別を行うことを企図していた。実力、経済、習俗、宗教といった法に関連する諸領域に言及して、両者の区別を明確にすることを目指すと述べられている⁸。

第二に法と道徳とは相互に無関係なるものとして對立せずして、兩者間には複雑なる交互的聯牽関係が存在する。即ち一方法が道徳の基礎の上に存在し、其れが種種の點に於て道徳的に色彩着けられて居り、道徳と矛盾するものに非ずして、道徳に依つて指示せられた目的を實現する手段であること、及び他方人間生活に於て道徳的規範の存在のみを以ては足れりとせずして、法律的規範を必要とし、法律の支配する世界内に於て道徳がより完全に實現せらるるものであることは、我々が素朴的に承認し得らるる事實である。(中略) 私は法と道徳の交互関係の存在の事實及び更に其の事實を内容的に分析して考察し、法律實證主義と反對の、自然法の立場よりして兩者間の架橋を試みることを企圖するものである⁹。

二点目の本書の論述の目的として掲げられているのが、法と道徳の「複雑なる交互的聯牽関係」を示すことである。ここに集約されているように、田中は法律実証主義を批判し、自然法の立場から、法と道徳の分かちがたい相互関係について本書を通じて論じようとするのである。後の章でも述べられるように、田中は法や国家に反感を示すトルストイ的なアナキズムに対して批判的な立場を強調している。「思想的混亂」への対策として、法と道徳の相互関係の問題を理解し、民衆に伝えることが必要であると考えたの

である¹⁰。

(2) 自然法の思想史的概観

次に、田中は「法律思想史概観」と題して、自然法の変遷を概説する。自然法の立場から、田中は以下のように論じる。古代に起源を持つ自然法は、中世においてキリスト教信仰の基盤を得て法律思想に定着し、「中世の法律思想は當時の統一的なる宗教的、道德的世界觀の不可分なる一部を爲してゐた」¹¹。しかし、ルネサンス期に入ると啓蒙的自然法学者によって、人間性や人間の理性が法の唯一の淵源とされ、法は神の存在と離れて觀念されるようになったという。

其れは非宗教的、自然主義的、且つ主觀主義的な點に於て正にソフィストの時代の再出現であつた。此の傾向は遂に法より道德的基礎を奪ひ、法と道德とを峻別する思想に到達した。法は國家制度と同じく單に人間相互の間の契約の所産である。其れは宗教及び道德より分離して觀念せらるる¹²。

このようにルネサンス期に「非宗教的、自然主義的、且つ主觀主義的」な法律の觀念が生まれたことを、ソフィスト時代への退行と受け止め、道德的基礎を奪い、法と道德を別物として區別する思想に繋がったと田中は悲觀するのである。しかしながら、19世紀末から20世紀初頭にかけて、法と道德は改めて相互的依存關係を深めたとする。プロレタリアの自然法を筆頭に、第一次世界大戰を踏まえた国際法の基礎づけに至るまで、自然法が要求されることとなり、「自然法の再生の機運を醸成した」と田中は評価する¹³。

以上のように、田中は法と道德が一体的に機能していた中世の自然法に模範的な法と道德の相互關係を見ている。一方で、ルネサンス期に発生した「非宗教的、自然主義的、且つ主觀主義的」な法の觀念は、道德的基礎を奪うものとして非難の対象としたのである。

(3) 法と道德の相違：性質・働き・目的主体

では、ルネサンス期に分化した法と道德について、田中はどのように両者の違いを理解していたのだろうか。まず、一つ目の差異として、法が外部的性質を具有するのに対して、道德はそうではないという。

道德は我々の行為を其の内面的方面に於て評價する。其れは我々の行為が單に一定の規範に適合するや否やを判斷するに止まらず、其の内心、其の動機に立ち入つてまで評價する。加之其れは外部的行為となつて顯れない所の、純然たる心理的經過をも批判の對象とする¹⁴。

法と異なり、道德は「内面的方面」において評価するものであるという。道德は、ある行為が規範に適合するかどうかを判断するだけでなく、行為者の内心や動機まで評価する。法と道德の性質的な差異は、それぞれ外面性と内面性に峻別されうるのである。

法の外面性と道德の内面性とは實定法を道德と區別する所の或る種の屬性が存在することを我々に意識せしむる。法は直接に社會的平和を來らすと云ふ一つの目的を有する。其れは（中略）道德を無視するものではなく、道德は多くの點に於て法の内容に影響を及ぼし又法は全體として道德の行はるる社會の建設を所冀するものであるが、然し其の直接の使命とする所は正義及び平和の實現であり、各人をして善を爲さしむること自體を目的とするものではない。而して法は、勿論其の完全なる實現は之を希望することを得ないのであるが、然し自らの實現に向つて努力するものである¹⁵。

ここで田中は、法の外面性と道德の内面性という対比から、法と道德の相互的な関係性について議論を深めている。田中によれば、社会的平和をもたらすという法の目的は、道德からの影響によって生まれたものである。また、独立的な目的もある。つまり、法の使命は正義や平和の實現であって、道德の目的とする各人の善行を目指すものではない。法は單純に道德的標準を示すものではなく、道德訓という観点からは「低級」なのであるという¹⁶。

道德と異なる点として、法には、「法的安定（Rechtssicherheit）」と「法的保護（Rechtsschutz）」という特殊な問題があるのだと田中は論じる。

上述の所よりして、法に關しては道德に對して所謂法的安定（Rechtssicherheit）と法的保護（Rechtsschutz）なる特殊的問題が存在する。法は其の内容に於て道德に背反することを得ぬのであり、法律秩序は其れ自身として最高の道德的理想を強要するものではないが、然し其の内容に卑近なる道德的内容が含まる外、尙ほ全體として道德が實現せらるべき雰圍氣を醸成する使命を有する。然しながら其の以外に法律秩序は其の内容より考察するに其れ自身道德的に無色なるものとして社會生活の秩序の維持に貢獻する。法は其の内容に關する論議は別問題として、社會生活の必要條件として兎に角遵守せられなければならない。實定法は（中略）自然法に背反することを得ず、本來不道德なる行為は之を命ずることを得ぬのであるが、然し法律秩序は第一次的に平和的秩序たる意味に於て其の内容を離れて我々に對して拘束力を有する。法の「公示性」其の「定型的被制約性」「現實的適用性」等は法的安定の理念と關聯を有する。（中略）自然法即ち人間性に植ゑ付けられた所の自明の道德的な法律原理は成文の形式に於て存在するものでなく、甚だ弾力性を有す

る故に、成文の實定法に比して法的安定を有しないのである¹⁷。

(下線は筆者による強調。以下同。)

ここでは、「法的安定」と「法的保護」という意味で、法は道徳と異なる働きをしていることが述べられる。法律秩序は、道徳的に「無色」なものとして社会生活の秩序維持に貢献し、平和秩序を守るという目的のために、行為の内容が道徳的な否かということは不問にして、拘束力を発揮する。法と異なり、自然法や道徳的な法律原理は、形式的でなく、柔軟性を有する一方で、成文の實定法ほどの法的安定性がない。

(法は：筆者注) 目的主體 (Zwecksubjekt) が義務者の外に在り、反之道徳に於ては義務者自體と解せられてゐる。即ち法は或る行為が社會全體又は其の中の何人かの爲めに價值ありと認むるものであり (iustitia est ad alterum)、反之道徳は其れを何人の爲めと云ふことはなく、唯だ無條件に價值ありと認むる。従つて法に於ては義務者に權利者が對立するのであるが、然し道徳に於ては行為が何人かに利益を與ふるものであつても義務者に對する特定の權利者と云ふものがなく、單に義務者が其の義務故に或る行為を爲すのである¹⁸。

さらに、目的主体が誰かという点で相違がある。法に関しては、目的主体は義務者以外のものであるが、これに反して道徳においては、義務者自体が目的主体でもある。すなわち、法は、ある行為が、社会全体にとって価値があると認めるものであるが、一方で道徳は、誰か特定の人に価値があるというものではなく、ただ無条件に行為の義務者に価値があるとするのである。

以上のように、田中は、性質や働き、目的主体という点において、法と道徳の間に区別を敷いていた。

(4) 法と道徳の関連：トルストイ批判と法への「白地的服従」

田中は、前項で論じたような相違を認識した上で、法と道徳の分かちがたい関連について疑念を持たなかった。その点で、トルストイの法に対する観点について、批判を加えている。田中によれば、トルストイは自身のキリスト教観に基づいて、国家及び法に対して「反情」と「敵意」を有していた。トルストイはルソーの影響を受けた自然の賛美者であり、伝統的で人為的な習俗や制度、秩序等に対して極端な「反情」を持っていたという。トルストイは、法や国家を「愛なき関係」とみなし、「外面的なる内的生活より遊離せられたる法、實力的強制と結びついてゐる法、犯罪人を處罰する法」を否定し、「不道徳」なるものと断定した¹⁹。それに対して、田中は以下のように、痛烈に批判する。

然しながら彼れ（トルストイ：筆者注）の個人主義的人生観は、法に於ける法的安定（Rechtssicherheit）の觀念に關し彼れが全然無理解であることを示してゐる。社會生活に理解を缺く彼れの宗教的アナーキズムは人間が愛のみを以て互に結合する理想的狀態の現在に於ける可能をユートピア的に妄斷する²⁰。

前述した「法的安定」について言及しつつ、トルストイの個人主義的人生観を批判する。すなわち、トルストイのような法の輕視は、「宗教的アナーキズム」であり、愛のみで結びつく理想郷を夢想していると批判を加えている。しかし、田中にとって、法や國家の存在は、人間が存在するために不可欠なものである。

我々は上述の所に於て法の道徳と異る諸點及び其等の點が法に對する反情を誘發したことを知り得た。然しながら法は上述の現實的要素のみを有し、道徳的に中性なるものに止まるものではない。其れは種々の方面に於て道徳と深き關聯を有するものである。（中略）第一に法は其の内容として多數の倫理的規範を有する²¹。

ここから、田中の反論が展開する。法と道徳が別個のものとして差異が認識されると、トルストイのような実証主義者たちは法に對して「反情」を抱くようになったが、田中によれば、法そのものも道徳と深い關連を持ち、倫理的規範が含まれているものなのだという²²。

法の内容が正當不正當、道徳的不道徳的なるやに關しては各個人に於て其れ其れ意見を有し得るであらうが、其等に關する論議の終結を俟つて規定を設けなければならぬとすれば社會の秩序は之れを維持することを得ない。是に於てか權威のある者の意思に依り何れかに決定して各人を其れに服從せしめ、以て法的安定を保障する必要がある。各個人は普通の場合には（中略）法の内容の當否を一々審査しないで、權力的意思に白地的服從を爲し、以て法的安定を尊重することを要する。如何なる法と雖も之が權力者の命令として社會生活の秩序を維持する力を有する限り、其れは其の内容を離れて少なくとも其の存在自體に依つて法的安定に奉仕すると云ふ一つの目的を有する²³。

法そのものにも倫理的規範が反映されているのであれば、田中にとって、それに服從することに何ら問題はない。法の内容が道徳的か不道徳的かについての論議の決着がつくのを待っていたのでは、社會秩序を維持することはできない。秩序を維持するためには、權威者の意思で決定して、各人はそれに従い、法的安定を保證する必要があるという。それを權力的意思への「白地的服從」と田中は言う。なぜなら、実定法の尊重こそが、

道徳であったからである。

ソクラテスに於ては實定法其れ自身の尊重が道徳であつた。實定法への服従は其れ自身道徳的行爲である。此のことからして實定法の命令の起源である權力者に對する服従が道徳的に要求せらるる。其の權力者が如何なる經緯に依つて設定せられたものであれ、或は革命、或は篡奪の如き違法なる經過の結果生じたものであれ、兎に角現在に於て社會の秩序維持が事實として其れに託されてゐる限りに於て、其れへの服従が要求せらるる²⁴。

実定法への服従は、道徳的行爲であり、權力者への服従が道徳的に要求される。しかし、それは逆にいえば、法が遵守されることは、各人の道徳に負っているのである。

法は結局其れが遵守せらるることを道徳に負ふ。其れは單に國家權力を以て強制せらるるだけでは、永續的の遵守、又完全なる實現を確保することは出来ない。一般人の道徳生活の水準を向上せしむることが、法其のもののゲルトゥンクを保障することになる²⁵。

單純に國家權力によつて強制しても、法が永続的に遵守され、實現することは確証されない。ここで最も重要なことは、各人の道徳生活の水準を向上させることであると述べる。「國家の命令が自然的道徳の原理に違反しないと云ふことは之れを最高の原理として認めなければならない。何となれば國家及び其の法は本來道徳に拘束せらるるからである²⁶」と。

以上見てきたなかでは、1933年の初出論文から、1947年と1957年の改定・増補版において、田中の記述に大きな修正や加筆を見出すことはできなかった。しかし、唯一、「受動的反抗」と「積極的反抗」について述べた段落のみ、表現を改めている箇所があるため、丁寧に見ていきたい。変更箇所は、表2のとおりである。変更がなされている箇所を下線で示している。

表現を整理した細かな修正の他、「受動的反抗」と「積極的反抗」はそれぞれ、もともとつけられていた日本語訳が消去され、ドイツ語で“passiver Widerstand”と“aktiver Widerstand”とのみ表記され、原語の意味を強調する記述になっている。もう一つ、大きな変更がある箇所は、“passiver Widerstand”の直前のフレーズである。修正後は、「我が國では考へ得られぬことであるが、外國一派の學説は各個人には passiver Widerstand を認め、又若し國家で人民の最根本なる權利を侵害し、極端の虐政の場合に初めて aktiver Widerstand を認める」となっている。法に基づいた社會秩序の維持を求め、國家への「白地的服従」に疑いを持たない田中にとって、“passiver Widerstand”や、まして

や“aktiver Widerstand”の行為が行われることは論外だったと考えられる。その意味で、「我が國では考へ得られぬことであるが」という、現実として捉えるには距離のある表現が挿入されたのであろう。あるいは、読者にとって抵抗の方法が想定されていると読まれるのを回避するためであったと考えることもできる。

表2 「受動的反抗」と「積極的反抗」の段落の変更箇所

1933年	1947年・1957年
蓋し國家と雖も不完全なる人間の構成する團體であり、従つて現實の國家には人間性に必然的に附着する不完全が伴ふことは不可避であるからである。其れ故に我々は國家の命ずることを總て正であり善であると考ふことは出来ない。唯だ國家の實定法又は其の命令の或る部分が不正なるの故を以て國權全體を無視し、之れに反抗することは許されない。此の場合に於ては各個人には受動的反抗 (passiver Widerstand) の方法があるのみである。若し國家の側に於て人民の最神聖なる權利を侵害し、其の虐政が最極度に達せる如き場合に初めて積極的反抗 (aktiver Widerstand) が認めらるる ²⁷ 。	蓋し國家と雖も完成に向つて努力する人類の團體であり、従つて現實の國家には人間性に必然的に附着する不完全が伴ふことは不可避であるからである。其れ故に我々は、世界に色々な國家が存在する以上、國の命ずることを一概に正善と認め得ないが、然ればとて國家の實定法又は其の命令の或る部分が自然法に反し不正なるの故を以て國權全體を無視し、之れに反抗することは許されない。斯かる場合に、我が國では考へ得られぬことであるが、外國一派の學説は各個人には passiver Widerstand を認め、又若し國家で人民の最根本なる權利を侵害し、極端の虐政の場合に初めて aktiver Widerstand を認める ²⁸ 。

おわりに

本稿では、教育基本法制定時の文部大臣田中耕太郎の法律と道徳訓の区別と相互関係性について追ってきた。まず、法と道徳の相違点は、その性質、働き、目的主体に見出すことができる。法の外面性と道徳の内面性は対照的な性質であり、「法的安定」と「法的保護」という点で法は道徳とは異なる働きを持っている。目的主体に関してもまた、法において義務者と権利者は対立的な関係であるのに対し、道徳においては義務者に対して特定の権利者がいるわけではなく、義務者はただ義務を果たすためにその行為をなすのである。

このような相違の認識は、むしろ実証主義者たちによって国家と法を批判する根拠とされた。しかしながら、田中は、宗教的な愛に盲信するあまりに、国家や法を軽んずることは「宗教的アナーキー」であると断じ、社会秩序を維持するための法的安定を強調した。この点について、田中の法に対する信頼は非常に深かったといえよう。「白地的服従」という言葉に表現されるように、田中は法や国家権力への追従の必要性に疑念を抱いてはいない。こうした法への絶対的な信頼感は、どこから生じているのだろうか。

要するに人間が家族、國家其の他の團體生活を営むは人間性に發する。而して其等が如何に營まらべきものであるかに關する根本原則も亦人間に「自然の理性の光」(lumen rationis naturalis) に依つて自明である。人間は假令文化狀態、經濟狀態が異るとは雖も其の本性に於て他の動物と異る理性を有し、何が爲すべきことであり、何が爲すべからざることなるかに關して識別を爲し得る。即ち他人に對し善を爲すべく、他人を害し又欺くが如きことを避くべきことを知る。此の素朴的な道德的原理は假令時代及び場所の區別に従ひ具體的事情に應じて適用を異にし、又此の點に關し一時的、部分的、病的現象が存在しないではないが、然し最も多數の人間に依つて健全なる常識として承認せられてゐる所のものである。此の素朴的道德原理にして社會生活の基礎たるものが即ち自然法である。廣義に於て自然法とは自然的道德原理 (natürliche Sittengesetz) の總てを指し、其れは人間の神に對する行動と自己又は他の同胞に對する行動との何れに關するものたるを問はないが、狹義に於ける自然法は、社會生活上人間に對し「各人に彼れのもの」を與ふることを規律する所のもののみを指稱する²⁹。

すなわち、理性を有する人間は、たとえ文化狀態や經濟狀態が異なっていたとしても、何がなすべきことであるか、否かを識別することができる。この素朴な道德原理、社會生活の基礎となるものが自然法であるという。田中の絶對的な法への信賴は、自然法によって価値づけられていると考えてよいだろう。

戦後の教育勅語問題と教育基本法の制定において、田中の法律と道德訓の觀點がいかに働いたか、若干の考察を加えておきたい。従来の研究では、教育勅語の道德訓を保持しつつも、教育基本法を新しい法律として推進していたと田中の立場は二律背反として捉えられていた。しかし、本稿で検討してきたように、田中にとって法律と道德訓は不可分のものであり、別個に存在するものではなかった。法と道德を別物と捉え、法を「愛なき關係」で「不道德なもの」と断罪した実証主義者に対しては、批判的立場をとっていた。むしろ、田中は、自然法の觀點から、法には倫理的規範が元來含まれ、「白地的從属」をすべきものであると捉えていた。しかもそれは、文化狀態、經濟狀態の異なる人間が作成したものであっても、一定の道德原理に基づいているはずのものである。そのように考えると、田中にとって教育勅語も、教育基本法も、全く異なる時代状況で策定されたものであるにも関わらず、どちらにも十分な道德訓を見いだしていたのではないだろうか。それゆえ、教育勅語を否定することなく、それに代わる新たな教育理念を教育基本法の制定を通して推し進めていくことができたといえよう。

このように、自然法に基づき、戦前から戦後にかけて、法への「白地的追從」の立場を一貫してとり続けた人物によって、教育基本法が構想されたことは特筆すべきであろう。田中は、國家の実定法やその命令に對する「受動的反抗」も「積極的反抗」も「我

が国では考へ得られぬこと」と述べていた。「教育勅語排除・失効確認決議」において教育勅語が明確に否定され、教育基本法の策定に関わっていながらも、田中は、教育勅語の有効性を疑わなかったのである。教育勅語が法的に失効していたにもかかわらず、道徳律は明確に否定されなかったことが、戦後の道徳教育問題に残した残像についての説明は今後の課題としたい。

〔注〕

1. 法学者。大正4年東京帝大法科大学卒業。大正12年東京帝大教授となる。昭和4年に法学博士の学位を取得している。昭和12年に東京帝大法学部長、昭和20年に文部省学校教育局長となった後、昭和21年から第1次吉田内閣の文相を歴任する。昭和25年には、最高裁判所長官に就任し、10年間在任していた。（秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』東京大学出版会、2002年、p.319。）
2. 田中耕太郎「国民道徳の頽廃と其の再建」『文部時報』第824号、1946年（貝塚茂樹監修『文献資料集成 日本道徳教育論争史 第Ⅲ期 戦後道徳教育の停滞と再生 第11巻「修身科」復活と「国民実践要領」論争』日本図書センター、2015年、p.14）。
3. 貝原茂樹『戦後教育改革と道徳教育問題』日本図書センター、2001年、p.210。
4. 田中耕太郎『法と道徳』の1933年、1947年、1957年の各版の目次を元に筆者作成。
5. 田中耕太郎『春秋選書 法と道徳』春秋社、1947年「序」。
6. 同上、「序」。
7. 田中耕太郎『増補 法と道徳』春秋社、1957年「増補版序」。
8. 田中耕太郎『岩波講座 哲学〔體系的研究－社會と歴史の問題－〕 法と道徳』、岩波書店、1933年、pp.6-7。
9. 同上、p.7。
10. 同上、p.8。
11. 同上、p.9。
12. 同上、pp.10-11。
13. 同上、p.11。
14. 同上、p.17。
15. 同上、pp.18-19。
16. 同上、p.22。
17. 同上、pp.22-23。
18. 同上、p.35。
19. 同上、p.38。
20. 同上、p.38。
21. 同上、p.40。
22. 同上、p.43。
23. 同上、p.45。
24. 同上、p.46。
25. 同上、p.49。
26. 同上、p.52。
27. 同上、pp.52-53。
28. 前掲、田中『法と道徳』1947年、p.61。
29. 前掲、田中『法と道徳』1933年、pp.53-54。